

令和8年 議案第5号

みよし市学校運営協議会規則の一部改正

上記の議案を提出する。

令和8年3月17日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について改正を行う必要があるからである。

みよし市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（令和7年6月18日公布、令和8年4月1日施行。）に伴い、学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等において、校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるものとするに伴い、必要な改正を行う。

【内 容】 対象学校の運営に関する基本的な方針の承認に関する規定を改める。（第4条関係）
「教育課程の編成」の次に「、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施」を加える。

【施行期日】 令和8年4月1日

【参 考】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法一部改正新旧対照表（抜粋）

<p>2 (略)</p>	<p>（業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等）</p> <p>第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）に関する指針（次項及び同条第一項において単に「指針」という。）を定めるものとする。</p>	<p>新</p>
	<p>（教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）</p> <p>第七条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。</p>	<p>旧</p>

【参 考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正新旧対照表（抜粋）

<p>なければならない。</p>	<p>第四節 学校運営協議会 第四十七条の五（略） 2・3（略） 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>新</p>
	<p>第四節 学校運営協議会 第四十七条の五（略） 2・3（略） 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>旧</p>

みよし市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

みよし市学校運営協議会規則（令和6年みよし市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>（対象学校の運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。